

【噴火時避難】

1-7 噴火時の現象に応じた避難の考え方

1-7-1 各現象における避難の考え方

(1) 噴石等からの避難（火砕流・溶岩流の発生が確認されない場合）

噴火時に、溶岩流の発生が確認されず、かつ火砕流（火砕サージを含む。以下同様）のおそれがないと判断された場合、噴石に備えるとともに、火砕流・溶岩流が発生した場合に備えて、以下の範囲について避難措置をとる。

- ・一般住民：噴石の到達範囲、及び今後溶岩流が発生した場合に3時間以内に到達する可能性のある範囲
- ・災害時要援護者：噴石の到達範囲、及び今後溶岩流が発生した場合に24時間程度以内に到達する可能性のある範囲

（噴火前に緊急火山情報が発表された場合、噴火前避難により上記の範囲を含む避難は完了しているものと考えられる。）

噴火前避難により避難をしている住民等のうち、上記の範囲以外についても、噴火形態等が変わることを考慮し、しばらくの間は避難を継続する。

(2) 溶岩流からの避難

溶岩流の発生が確認された場合は、その流下状況に応じ、以下の範囲について避難措置をとる。

- ・一般住民：今後、溶岩流が到達する可能性の高い範囲
- ・災害時要援護者：今後、溶岩流が到達するおそれのある範囲

避難先は、余裕をもって推定した到達範囲の外とする。

溶岩流の噴出が継続している場合には、1日1～2回程度の頻度で流下速度等を確認し、避難範囲の拡大・縮小を検討する。

(3) 火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流からの避難

標高1,800m程度以上の急傾斜地で噴火して火砕丘の発生が確認された場合や火砕物噴火が発生した場合、火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流に備えた避難措置をとる。

避難先は、火砕流及び積雪期における融雪型火山泥流の到達範囲の外とする。融雪型火山泥流の到達範囲については、低地や谷筋などを特定し、高台などを避難先とする。

(4) 火山灰・火山レキ等からの避難（火砕物噴火が発生した場合）

火砕物噴火が発生し、火山灰や火山レキ等が大量に降った場合には、以下のような措置をとる。

- ・比較的多くの降灰がある場合、風下に当たり軽石が飛来する可能性のある地域では、住宅等の建物内への退避措置（**屋内退避**）をとる。
- ・大量降灰（降灰堆積厚 30cm 以上）により住宅等が全壊するおそれがある場合には、降灰重量に耐えうる堅固な建物への退避措置（**堅牢建物屋内退避**）をとる。この場合の退避先は、原則として徒歩で向かうことのできる地域内の施設とする（近隣に堅固な建物のない場合等は車で早めに移動する）。

（注）火山レキ等：本書では、直径 2mm 以上の火山岩片・軽石・スコリアのうち、上空の風により到達する範囲が左右されるものを指す

(5) 降灰後の降雨による土石流等からの避難

土石流による危険の可能性のある範囲では、大雨警報が発表された場合（警報基準は降灰等の状況により変更）に、その範囲外へ避難する。

対象範囲は、10 cm以上の降灰がその流域にあったと見込まれる溪流の下流で勾配 2° 以上の地域とする。

1-7-2 ゾーン区分と噴火時避難範囲の設定

噴火の状況等に関する専門的判断に基づき、その影響の度合いや内容に応じて、周辺地域を新たに 9 種類にゾーン区分する（表 1-4）。ただし、新たなゾーン区分が判断されるまでは、ハザードマップに基づくゾーン区分（噴火前）を用いるものとする。

合同現地対策本部は、気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家を含めた協議の上、噴火時のゾーン区分を判断し、これを県、市町村に伝達する。このゾーン区分については、噴火の状況に応じて適宜見直す。特に、溶岩流の流下が確認された場合は、一日 1～2 回程度の頻度で流下速度を確認し、ゾーン区分の拡大・縮小を検討する。

市町村は、合同現地対策本部から伝達されたゾーン区分の境界線を参考に、これを包含する形で「**噴火時避難・警戒範囲**」を設定する（表 1-5）。設定に際しては、噴火前避難範囲の設定と同様に、「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」「町丁目などの行政界」「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に用い、住民等にとって分かりやすい地域区分となるよう配慮する。

表 1-4 富士山火山噴火による影響の度合いに応じたゾーン区分（噴火時）

(1) 避難範囲の基本となるゾーン（噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ等）

ゾーン	範囲の考え方	対象範囲
第1次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・出現した火口 ・今後火口が開くと想定される範囲
第2次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・火口周辺における噴石等による危険がある範囲 ・今後、溶岩流が3時間以内に到達すると考えられる範囲 ・（標高1,800m程度以上の急傾斜地で噴火して火砕丘の発生が確認された場合、火砕物噴火が発生した場合）火砕流・火砕サージが到達する危険があると考えられる範囲 ・（積雪時）融雪型火山泥流の到達する危険があると考えられる範囲
第3次ゾーン	・天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・今後、溶岩流が到達する可能性が高いと考えられる範囲
第4次ゾーン	・現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・今後、溶岩流が到達するおそれのある範囲
第5次ゾーン	・現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	・火山灰が降下すると考えられる範囲（降灰堆積厚 2 cm 以上） *ただし火砕物噴火時には(2)も設ける

(2) 火砕物噴火時、第5次ゾーン内に設けるべきゾーン

降下物危険ゾーン	・大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。	・大量の火山灰（降灰堆積厚 約30cm以上）・火山レキ等が降下している（またはそのおそれがある）範囲
降下物注意ゾーン	・飛来する火山レキ等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。	・火山灰とともに直径数 cm の火山レキ等が降下している（またはそのおそれがある）範囲

(3) 火山灰堆積時の降雨時に備え、特に設けるべきゾーン

土石流危険ゾーン	・降雨により、瞬時に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	・噴火による火山灰等の堆積状況などから、降雨により土石流の流下危険があると考えられる範囲（10 cm以上の降灰がその流域にあったと見込まれる溪流の下流で勾配 2° 以上の地域）
----------	------------------------------	--

表 1-5 市町村の設定する噴火時避難・警戒範囲の種類

名称	噴火の状況	参考とする ゾーン境界線	市町村の対応
一般住民等 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし	第2次ゾーン (噴火時)	避難指示
	溶岩流の流下あり	第3次ゾーン (噴火時)	
災害時要援護者 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし	第3次ゾーン (噴火時)	避難準備 (要援護者避難) 情報
	溶岩流の流下あり	第4次ゾーン (噴火時)	
降下物危険範囲	大量の降灰、火山レキ 等降下あり	降下物危険ゾーン	【降灰時】 堅牢建物屋内退避 の呼びかけ
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火 山レキ等降下あり	降下物注意ゾーン	【降灰時】 屋内退避の呼びかけ
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン	【大雨警報発表時】 避難指示

1-7-3 噴火時避難のための避難所・避難ルート等の設定

市町村は、噴火時の状況に応じた避難のため、以下の避難所等として利用可能な候補施設をあらかじめ選定する。

降灰時避難所：大量降灰時の堅牢建物屋内退避に利用する施設（地区の住民に周知されている小中学校や町内会の集会施設や公民館等のうち堅牢な建物）。

土石流避難所：土石流危険が生じた場合に一般住民・災害時要援護者の避難先とする、土石流警戒範囲の範囲外の施設。

また、噴火時避難を円滑に進めるため、避難所（及び車両による避難が必要な降灰時避難所、土石流避難所）への避難ルート候補をあらかじめ選定する。

1-8 溶岩流の流下に備えた噴火時避難

1-8-1 実施基準と対象範囲

溶岩流流下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
溶岩流の流下 が認められた 場合	一般住民等噴火時避難範囲 [第3次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難指示
	災害時要援護者噴火時避難範囲 [第4次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難準備（要援護者避難）情報

1-8-2 避難先・避難方法

避難先は、繰り返し避難を避けるため、以下のいずれかの基準に従って選定する。

- ・余裕をもって推定した到達範囲の外で第3次ゾーン（噴火時）より外側
- ・流下方向の方角における第4次ゾーン（噴火時）より外側

また、避難方法は、原則として、噴火前避難と同様の方法とする。

1-8-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

溶岩流の流下に備えた噴火時避難を実施する際の一般住民等への情報伝達・広報は、原則として、噴火前避難と同様に実施する。

また、新たに避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者への呼びかけも、状況に応じて更新した「避難対象施設リスト」や「避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、噴火前避難の場合と同様に実施する。

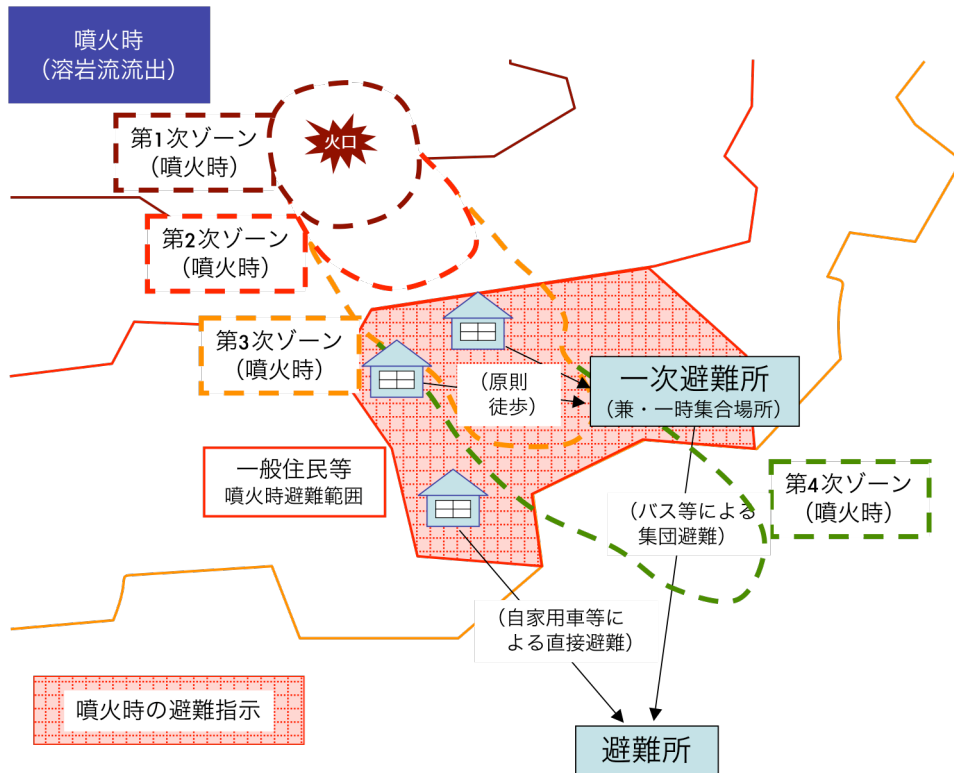


図 1-17 一般住民等の溶岩流流下に伴う噴火時避難（噴火直後）の体系

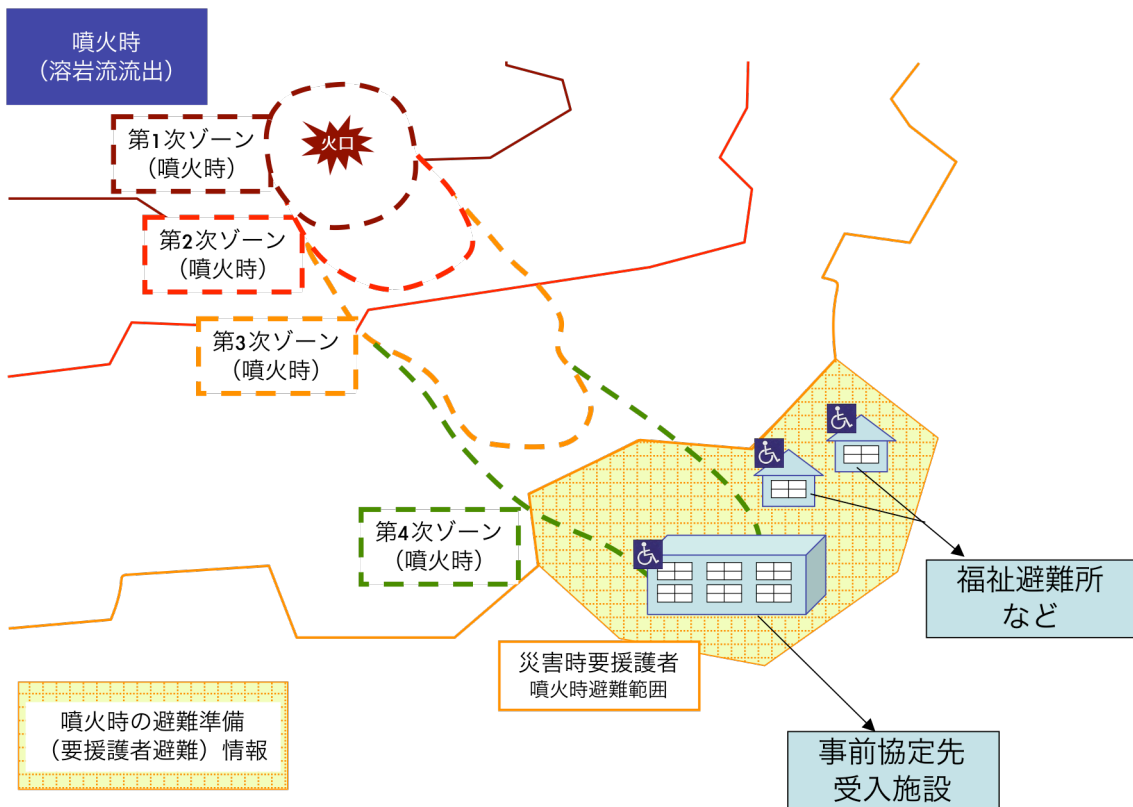


図 1-18 災害時要援護者の溶岩流流下に伴う噴火時避難（噴火直後）の体系

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れ体制は、原則として、噴火前避難と同様とする。

県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行い、広域避難を想定した富士山周辺各市町村避難所リストを準備する。

市町村は、噴火時に一般住民等を受け入れるため、あらかじめ選定していた候補施設のうち必要な箇所に職員を派遣し、避難所を開設する。その際、特に在宅要援護者の避難先としては、社会福祉施設、病院のほか、ホテル、旅館等を活用した福祉避難所とする。また、自市町村内における避難所の確保が困難な場合には、合同現地対策本部に調整を依頼する。

合同現地対策本部は、市町村が避難所を他市町村に確保する場合、あらかじめ準備されている富士山周辺各市町村避難所リストに基づき、受け入れ施設の調整を支援する。その際、ホテル・旅館等の積極的活用も検討する。さらに、噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し、受入施設及び搬送手段の確保に関する支援を行う。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

市町村は、避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請を行う。バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、合同現地対策本部に調整を依頼する。また、あらかじめ定めた避難ルートについて被害状況等を確認し、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

合同現地対策本部は、市町村からの依頼を受けた場合、県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援を行う。また、避難ルート等の被害状況把握、代替ルート及び代替輸送手段の確保について、市町村を支援する。

1-9 火砕流及び融雪型火山泥流の流下に備えた噴火時避難

1-9-1 実施基準と対象範囲

火砕流及び融雪型火山泥流の流下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
標高 1,800m 程度以上の急傾斜地で噴火し、火砕丘の発生や火砕物噴火の発生が認められた場合	一般住民等噴火時避難範囲 (※災害時要援護者噴火時避難範囲も同じ) [第2次ゾーン(噴火時)に基づく]	避難指示

1-9-2 避難先・避難方法

避難先は、火砕流が到達する危険があると考えられる範囲外とする。また、積雪時においては、融雪型火山泥流の到達範囲外とし、泥流の危険が及ばない高台等への避難とする。

避難方法は、原則として、噴火前避難と同様の方法とするが、火砕流からの避難、融雪型火山泥流の影響が及ばない高台への避難等緊急を要する避難においては、自家用車などにより早めに避難する。

1-9-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

一般住民等への情報伝達・広報は、原則として、噴火前避難と同様に実施する。

また、新たに避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者への呼びかけも、状況に応じて更新した「避難対象施設リスト」や「避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、噴火前避難の場合と同様に実施する。

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れ体制は、原則として、噴火前避難と同様とする。

県、市町村は、他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して、各市町村とあらかじめ避難所に関して協議を行い、広域避難を想定した富士山周辺各市町村

避難所リストを準備する。また、市町村は、あらかじめハザードマップ等を踏まえ、低地や谷筋など（積雪時の）融雪型火山泥流の危険範囲を特定するとともに、その際の最寄りの（高台等における）避難先についても選定しておく（p22「*融雪型火山泥流のための噴火前避難範囲の考え方」参照）。

市町村は、噴火時に一般住民等を受け入れるため、あらかじめ選定していた候補施設のうち必要な箇所に職員を派遣し、避難所を開設する。ただし、職員派遣が間に合わない場合を想定し、学校等施設管理者等とあらかじめ避難所の開設方法について協議を行う。

なお、要援護者の避難先の確保や自市町村内における避難所の確保が困難な場合の対応については、溶岩流流下に伴う噴火時の対応に準じるものとする。また、合同現地対策本部の市町村への支援についても同様とする。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

輸送手段、輸送路の確保については、原則として、溶岩流流下に伴う噴火時の避難に準じる。

1-10 大量火山灰の降下に備えた噴火時避難

1-10-1 実施基準と対象範囲

大量火山灰（降灰堆積厚 30cm を超える）の降下に伴う噴火時避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
大量火山灰・火山レキ等の噴出が認められた場合	降下物危険範囲のうち、風下に当たる地域	堅牢建物屋内退避の呼びかけ
	降下物注意範囲のうち、風下に当たる地域	屋内退避の呼びかけ

1-10-2 避難先・避難方法

堅牢建物屋内退避、屋内退避ともに、避難先は同じ地区内を原則とする。ただし近隣に堅固な建物がない地域については、最寄りの地区の堅固な建物を避難先とする。

上記の場合の避難方法は、原則として徒歩とする。ただし、近隣に堅固な建物がない地域については、自家用車などにより早めに避難する。

大量の火山灰降下が住民生活への多大な影響が予想される場合は、合同現地対策本部において降灰の影響が及ばない地域への避難を検討する。

1-10-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

市町村は、防災行政無線、広報車の巡回等により、堅牢建物屋内退避及び屋内退避の広報を行う。

また県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、堅牢建物屋内退避及び屋内退避に関する広報を依頼する。

(2) 避難者の受入れ

避難者の受け入れは、降灰時避難所（地区の住民に周知されている小中学校、町内会の集会施設や公民館等のうち堅牢な建物）にて実施する。

大量降灰が突発的に発生した場合には、降灰時避難所の施設管理者が不在で、施設の解錠が行えないケースも考えられる。市町村は、選定した降灰時避難所について、住民等が必要に応じてすぐに避難することが可能となるよう、あらかじめ施設管理者及び自主防災組織などと協議の上、施設入口の鍵の管理方法について定める。

また、合同現地対策本部において大量降灰地域から地域外への避難が必要であると判断された場合は、降灰時避難所に避難している一般住民等を地域外の避難所へ誘導した後、降灰時避難所を閉鎖する。

(3) 輸送手段・輸送路の確保

輸送手段、輸送路の確保については、原則として、溶岩流流下に伴う噴火時の避難に準じる。

1-11 降灰後の雨による土石流等に備えた避難

1-11-1 実施基準と対象範囲

降灰後の雨による土石流等からの避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

実施基準	対象地域	市町村の対応
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	避難指示

1-11-2 避難先

避難先は、土石流警戒範囲の外とする。

1-11-3 実施体制

(1) 情報伝達・広報

合同現地対策本部及び県は、火山灰堆積時の土石流発生に備えて設置された雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システムについて適切に管理・運用するとともに、火山活動の状況に応じて監視観測体制の強化を検討する。また、降雨予測や雨量計等のデータに基づいて土石流の発生を予測し、速やかに市町村等に伝達する。

市町村は、大雨警報等が発表された場合、防災行政無線等で避難指示の情報を速やかに住民等に伝達する。

国、県、市町村は、住民等が避難等適切な対応をとるよう、大雨警報等の気象情報の意味や土石流災害との関係等について、あらかじめ住民等へ啓発・周知する。

(2) 避難者の受け入れ

市町村は、土石流の危険が長期化し、住民等が繰り返し避難しなければならない場合に備え、土石流避難所の候補施設の選定を行う。その際には、居住性やプライバシー保護等に配慮する。また、選定にあたっては、公営住宅やホテル・旅館等の積極的活用についても検討する。

大雨警報が発表された場合に、市町村は、土石流避難所を開設する。また、土石流の危険による避難が長期にわたり繰り返し必要となる場合は、長期滞在型の避難施設の建設について検討する。

1-12 一時帰宅、避難範囲の縮小・解除

1-12-1 一時帰宅

合同現地対策本部は、火山活動の状況、気象条件、輸送体制、安全確保体制等から可能と判断される場合、避難勧告・指示等の出された地域の住民について、家財等の持ち出しのため、時間及び人数を限定しての帰宅（一時帰宅）を実施する。一時帰宅の実施に当たっては、二次災害防止の観点から、警察、消防、自衛隊など関係機関の協力を得て、十分な安全確保体制をとる。

市町村は、合同現地対策本部の検討に基づき、住民等の一時帰宅について、その対象範囲を決定するとともに、住民等への周知を行う。

1-12-2 避難範囲の縮小

合同現地対策本部は、気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家を含めて協議を行い、噴火の状況に応じたゾーン区分の変更（縮小）を行う。

市町村は、合同現地対策本部によるゾーン区分の変更（縮小）に基づき、避難範囲の縮小及び避難解除を実施する。

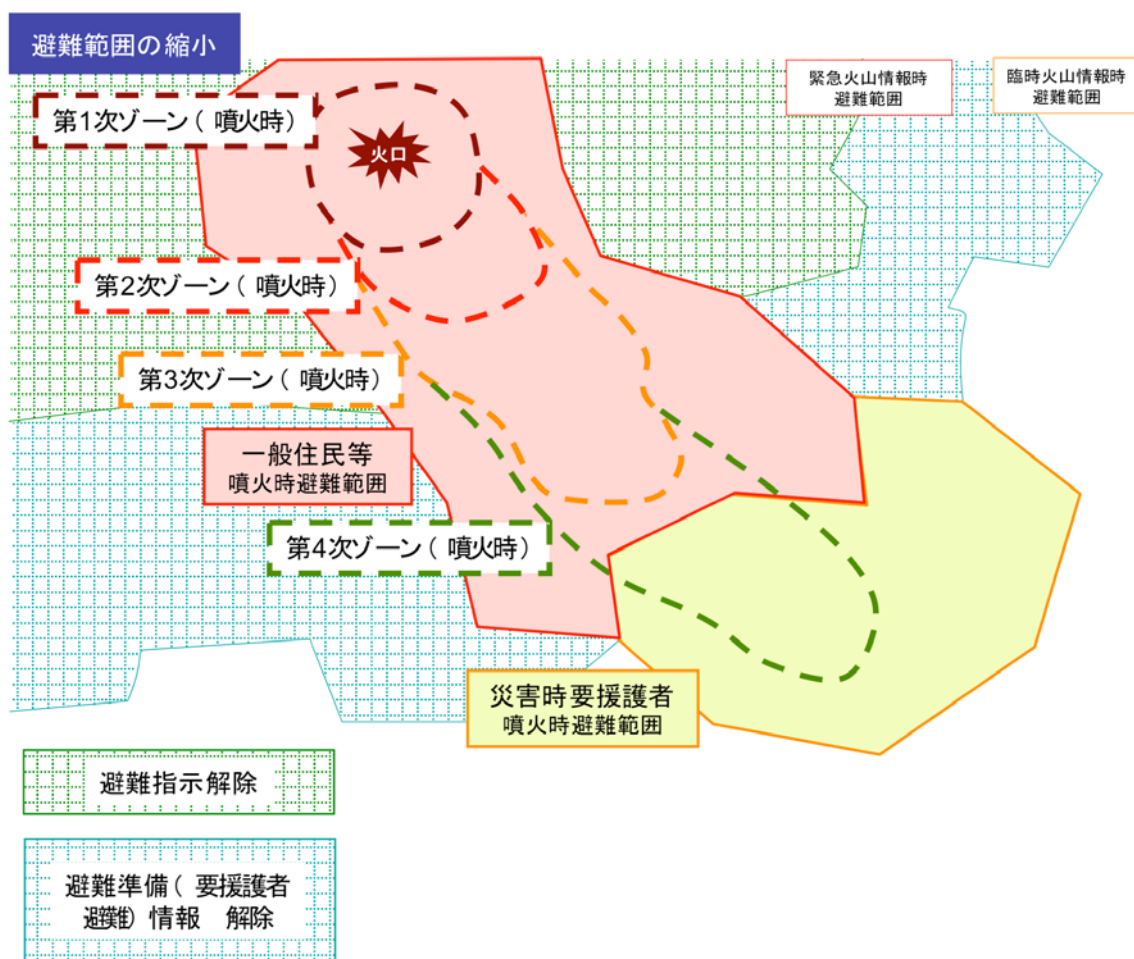


図 1-19 避難範囲縮小時の避難体系

【避難対策（噴火前）に関わる時系列整理】

[入山自粛の呼びかけ]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	観光事業者等への火山活動状況に伴う入山自粛措置の事前啓発・周知
県・市町村	対象地域付近の林道・一般道等自粛呼びかけ箇所の設定
市町村	観光協会及び観光施設、宿泊施設への情報伝達システムの整備
市町村	主要観光施設、山小屋等との連絡体制整備
市町村	登山口等交通規制箇所の事前設定
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
国・県・市町村	主要登山口の閉鎖・登山道の通行止め措置
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、「入山自粛」に関する情報発信の依頼
県	一般道等の要所に立て看板等設置
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し報道依頼
市町村	山小屋への情報伝達
市町村	立て看板の設置、巡回活動
市町村	対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により注意喚起等の呼びかけ
市町村	観光施設等に対し、「入山自粛」呼びかけの広報活動依頼
市町村	市町村全域において入山自粛呼びかけ・広報
観光施設等	施設内の一時滞在者に対し、「入山自粛」呼びかけ広報
観光施設等	従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備
観光施設等	輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備

[観光客等帰宅促進]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	富士山火山防災対策に関する観光事業者等を対象とした講習会等の実施
県・市町村 ・観光事業者	富士山噴火災害を想定した観光客の避難誘導訓練等の実施
市町村	宿泊施設、観光施設・別荘等管理事務所等に同報系戸別受信機の配備促進
観光事業者	避難誘導計画の策定、非常時の対応に関する従業員教育の実施
観光事業者	防災マップ等主要施設への常備
別荘地等 管理事務所	非常時の連絡網等の整備
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
観光施設等	従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
国・県・市町村	旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、富士山周辺地域の観光自粛に関する情報発信依頼
国	全国および海外に向け富士山周辺地域の観光自粛の広報
県・市町村 ・観光協会	観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援（情報提供・輸送手段確保等）
県・市町村	バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道依頼
市町村	広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報
市町村	避難勧告（または指示）や避難準備（要援護者避難）情報などを地元観光協会、関連の観光事業者（宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等）に伝達
観光協会	観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報収集し、市町村に報告
観光事業者	宿泊客や施設利用者に対する情報提供
■緊急火山情報発表時	
（避難対象範囲に対して上記対応の継続）	

[一般住民の噴火前避難]

主体	実施内容
■事前	
国	噴火前避難における避難所開設・運営にかかる費用負担のあり方検討
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して)各市町村と避難所に関する事前協議
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報(注意喚起)発表時	
■臨時火山情報(噴火の可能性)発表時	
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、捜索・救出班の編制
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	公用車等を用いた避難支援
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部において避難者情報とりまとめる
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備の呼びかけ
市町村	自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民の噴火前避難の実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告
■緊急火山情報発表時	
	(避難対象範囲に対して上記対応の継続)
バス事業者	一時集合場所に集まった住民の避難所への輸送

[自主避難者への対応]

主体	実施内容
■事前	
市町村	市町村と一次避難所との情報連絡系統の整備
市町村	自主避難者の把握のための住民への啓発・周知(近隣、自主防災組織への伝達など)
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報(注意喚起)発表時	
■臨時火山情報(噴火の可能性)発表時	
市町村	一次避難所への職員派遣と開設
市町村	一次避難所で自主避難者情報の収集と市町村災害警戒本部でのとりまとめ
■緊急火山情報発表時	
	(上記対応の継続)

[災害時要援護者の噴火前避難]

主体	実施内容
■事前	
国・県・市町村	TV放送画面への緊急テロップや手話通訳の挿入等の検討
国・県・市町村	視覚障害者向けの火山防災マップ、火山防災パンフレット、火山防災ビデオ等の啓発用ツールの整備
国・県・市町村	情報伝達手段の整備（聴覚障害、視覚障害者向けメディア）
県・市町村	在宅要援護者のための避難所（福祉避難所）に関する情報を防災パンフレット等で広報
県・市町村	地域住民同士による情報の伝達や安否の確認体制の構築・推進（自主防災組織による地域巡回、独居高齢者への情報連絡員もしくは介護要員の選定等）
県	災害時要援護者施設（所管分）の事前把握と情報伝達体制の整備
市町村	災害時要援護者の事前把握（面談、災害時要援護者名簿等への登録など）
市町村	「噴火前避難対象施設リスト」「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」の作成
市町村	情報伝達体制の整備（通信手段、巡回体制等）
市町村	福祉施設等を活用した福祉避難所の指定
市町村	避難施設の使い方の検討
市町村	自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等各種機関と連携し、在宅要援護者の避難時の介護支援体制整備促進
要援護者施設	避難先としての受入施設及び搬送手段について計画
要援護者施設	災害時受け入れに関する施設間の協定締結
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村	各種点検等の開始
■臨時火山情報（注意喚起）発表時	
要援護者施設	（災害時要援護者避難範囲に含まれる場合）受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
県・市町村	要援護者（施設）に対して受入施設及び搬送手段の確保に関する支援
県	地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し要援護者事前避難に関する報道依頼
市町村	福祉避難所への職員派遣と開設
市町村	要援護者施設に対し避難準備情報（要援護者避難）の伝達（電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等）
市町村	在宅の災害時要援護者に対し避難準備（要援護者避難）情報の伝達（地域の民生委員や自主防災組織等の協力、戸別訪問等）により行う
市町村	自ら避難手段を確保することのできない在宅要援護者の避難支援
■緊急火山情報発表時	
要援護者施設	（災害時要援護者避難範囲に含まれない場合）受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備

[家畜避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村 ・家畜関係事業者	家畜の搬送先や運搬手段の確保等についての検討
■火山観測情報発表時	
国・県・市町村 ・家畜関係事業者	各種点検等の開始
■臨時火山情報（噴火の可能性）発表時	
家畜関係事業者	家畜移送計画に基づき家畜の避難を実施
合同現地対策本部	避難範囲に残された家畜に対する飼料供与について関係機関により対策チームを編成し対応
■緊急火山情報発表時	

【避難対策（噴火時）に関わる時系列整理】

[溶岩流流下に伴う噴火時避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して) 各市町村と避難所に関する事前協議
県・市町村	富士山周辺各市町村避難所リストの準備
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■溶岩流の流下が認められた場合	
合同現地対策本部	避難所等受け入れ施設の調整支援
合同現地対策本部	噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援
合同現地対策本部	県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援
合同現地対策本部	避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し避難に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により避難の実施または避難準備(要援護者避難)の呼びかけ
市町村	避難広報等に関し自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	「福祉施設等対象施設リスト(事前整備)」に基づき、新たに避難の対象となる要援護者施設に対し避難(入所者移送)の実施の呼びかけ(電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等)
市町村	「在宅要援護者リスト(事前整備)」に基づき、新たに避難の対象となる在宅の災害時要援護者に対し戸別訪問等実施・避難を呼びかけ(地域の民生委員や自主防災組織等の協力)
市町村	避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請
市町村	(バスの台数が不足、または出勤が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難ルートの被害状況等の確認
市町村	(避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出勤体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告

[大量火山灰の降下に伴う噴火時避難]

主体	実施内容
■事前	
県・市町村	(他市町村に避難先が及ぶ場合を想定して) 各市町村と避難所に関する事前協議
県・市町村	富士山周辺各市町村避難所リストの準備
市町村	「避難者輸送計画」作成
市町村	市町村と避難所(他市町村も含む)との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	地区の屋内待避用建物の選定(降灰時避難所)
市町村	(降灰時避難所)施設管理者・自主防災組織と施設管理方法の協議
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
市町村	住民の集団避難のためのバスの調達確保に関するバス事業者との事前協定締結
■大量降灰時(噴火時)	
合同現地対策本部	避難所等受け入れ施設の調整支援
合同現地対策本部	噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援
合同現地対策本部	県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援
合同現地対策本部	避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援
合同現地対策本部	避難者の輸送のため鉄道等の大量輸送機関の活用を検討
合同現地対策本部	(長期にわたる大量の火山灰降下で建物被害や住民生活への多大な影響が予想される場合)一般住民等について地域外への避難の検討・判断
県・市町村	インターネットによる避難広報
県	地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し堅牢建物屋内待避及び屋内待避に関する報道依頼
県	自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制
市町村	降灰時避難所への職員派遣と開設
市町村	避難所の開設
市町村	避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ
市町村	広報車、防災行政無線等の手段により堅牢建物屋内待避及び屋内待避の広報実施
市町村	避難広報等に関し自主防災組織や消防団の協力確保
市町村	避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請
市町村	(バスの台数が不足、または出動が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同現地対策本部に調整依頼
市町村	避難ルートの被害状況等の確認
市町村	(避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確保
市町村	広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請
市町村	一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握
市町村	避難状況等について報道機関やホームページ等で公表
市町村	残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告
バス事業者	出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告

[降灰後の雨による土石流等からの避難]

主体	実施内容
■事前	
国・県・市町村	大雨警報等の気象情報の意味や土石流災害との関係等について住民等へ啓発・周知
市町村	市町村と避難所（他市町村も含む）との情報連絡系統・体制の整備
市町村	防災マップ等により避難範囲について住民に周知
市町村	土石流避難所の候補施設の選定
市町村	（土石流避難所）施設管理者・自主防災組織と施設管理方法の協議
市町村	避難所、一次避難所及び一時集合場所の設定
市町村	ホテル・旅館等の宿泊施設との間に事前協定締結
■大雨警報発表時	
合同現地対策本部	火山活動の状況に応じて監視観測体制（雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システム）の強化の検討
合同現地対策本部 県・市町村	降雨予測や雨量計等のデータに基づく土石流発生予測と県、市町村等への結果伝達 インターネットによる避難広報
市町村	防災行政無線等の手段により避難広報実施
市町村	避難所への職員派遣と開設
市町村	長期滞在型避難施設の建設

[一時帰宅、避難範囲の縮小・解除]

主体	実施内容
■緊急火山情報発表時～噴火後	
合同現地対策本部	火山活動の状況、気象条件、輸送体制、安全確保体制等から一時帰宅の判断
合同現地対策本部	警察、消防、自衛隊、海上保安庁など関係機関の協力による安全確保体制の構築
合同現地対策本部	気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家との協議により噴火の状況に応じたゾーン区分の変更（縮小）
市町村	対象範囲の決定と住民等への周知
市町村	避難範囲の縮小および避難解除の実施

